

七飯町立藤城小学校いじめ防止基本方針

平成26年 1月策定
平成31年 4月改定
令和 2年 4月改訂
令和 3年11月改訂
令和 5年 4月改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条（学校いじめ防止基本方針）に基づき、七飯町立藤城小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定されたものである。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、全教職員が「いじめ」に対する認識を全教職員で正しく共有する。また「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるもの」という基本認識のもと、家庭・地域との連携を図るとともに、全ての児童を対象に、いじめのない楽しく豊かな学校生活を送らせるとともに、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

(1) いじめの定義

同法及び七飯町いじめ防止基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

また、いじめには、多様な態様があることから、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、状況等を客観的に捉える取組を定期的実施することなどが必要である。

(2) いじめの「解消」の定義

少なくとも次の2つの要件が満たされた時、「いじめ」が解消している状態という。ただし、解消している状態であっても再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易に消えない場合もあることから、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童等を、日常的に深く観察する必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ア 心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月以上継続していること
- イ いじめの被害の重大性等から必要な場合はさらに長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められる。
- イ 苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及び保護者に面談等で確認する。

2 いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

3 いじめ対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、当該学級担任、

養護教諭、スクールカウンセラーからなる「いじめ防止対策委員会」を組織する。本校の実態から、基本的には全教職員で全ての事案に対応する。また、必要に応じてスクールロイヤーへ相談する。

(2) 生徒指導委員会

学期に1回、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換および共通行動について話し合う。

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策（別表1）

- (1) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、被害者に着目して、いじめに当たるか否かを判断する。
- (2) 特に配慮の必要な児童（障害のある児童、帰国子女、性同一性障害、東日本大震災被災児童等）に対して十分な配慮をする。
- (3) いじめ問題への対応は必ず組織的に対応するとともに、「複数の目」と「外部の目」という2つの視点を意識し判断をする。
- (4) 重大事態発生時など事故発生時に実施するアンケート調査の調査票の保存は、「児童事故報告書」として、5年間学校保存をする。個人の判断で勝手に破棄せず、いじめにかかわり収集した情報は、「いじめ防止対策委員会」で収集し、適切に管理や保存をしておく。
- (5) 情報化社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- (6) 学校の教育活動全体を通じて、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行い、児童が望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を授実する。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事件が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告・相談し、関係諸機関と迅速かつ的確に連携を取り対応する。これは、児童や保護者からいじめによる重大事態に至ったという申し出があった場合も同様である。
- (2) いじめの内容が犯罪として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) いじめを受けた児童やいじめを行った児童の進学や進級、転学の際には、児童の個人情報の取り扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に対する指導記録等の引継ぎを確実に行う。

(詳細は図1)

6 保護者への連絡と支援・援助

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（図1）

8 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切な懲戒を加えることができる。その際は、教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係をはぐくむことができるように促していく。

9 学校評価の実施

いじめ問題の取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を教育委員会に報告し、公表する。

10 いじめ防止年間指導計画（別表2）令和2年度改定